

(別添1)

国立研究開発法人国立長寿医療研究センター認知症サポート医養成研修実施要綱

第1章 総 則

(目的)

第1条 認知症サポート医養成研修事業は、認知症の人の診療に習熟し、かかりつけ医への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる認知症サポート医を養成することにより、各地域において、認知症の発症初期から状況に応じて、医療と介護が一体となった認知症の方への支援体制の構築を図ることを目的とする。

第2章 認知症サポート医養成研修事業

(認知症サポート医養成研修事業)

第2条 本事業は、「認知症地域医療支援事業の実施について」(平成27年4月15日付老発0415第6号厚生労働省老健局長通知)の別添「認知症地域医療支援事業実施要綱」(以下「支援事業実施要綱」という。)の第1の1に基づき実施するものとする。

(研修対象者)

第3条 研修対象者は、実施主体の長が、都道府県・指定都市医師会と相談の上、下記のいずれかの条件を満たし適当と認めた医師とする。

- ア 地域において認知症の診療(早期発見等)に携わっている医師
- イ 支援事業実施要綱の第1の1(2)に掲げる認知症サポート医の役割を適切に担える医師

2 本研修終了後は、認知症サポート医の役割を担うことについて、実施主体の長が各医師に対して十分な説明を行い、了承を得るものとする。

(研修内容)

第4条 研修内容は、認知症サポート医として必要な、下記の事項等の修得に資する内容とする。

- ア かかりつけ医に対する認知症対応力向上研修の企画立案に必要な知識及び効果的な教育技術
- イ 地域における認知症の人を支えるために必要な介護分野の知識、地域医師会・地域包括支援センター等の関係機関との連携づくり並びに連携を推進するために必要な知識・技術

(研修方法及び期間)

第5条 研修方法は、原則としてオンライン研修と集合研修のハイブリッド形式とし、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター指定の講師による講義・演習・テストを基本として行う。研修各回につき、オンラインでの研修を指定期間内に受講完了した者がその後集合研修(グループワーク等)を受講することとする。

(研修受講者数)

第6条 研修受講者数は、別に決定する定員とする。

(研修受講手続)

第7条 研修受講手続は、別に定める研修募集要項において定める。

(研修受講者の遵守事項)

第8条 研修受講者は、国立研究開発法人国立長寿医療研究センターの指示事項を遵守しなければならない。

(研修の取消し)

第9条 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター理事長(以下、「理事長」という。)は、研修受講者が前条の規定に違反する等研修受講者としてふさわしくない行為を行った場合は、厚生労働省と協議し研修の受講を取り消すことができるものとする。

- 2 理事長は、前項の規定により研修の受講を取り消した場合、当該受講者を推薦した都道府県又は指定都市(以下「都道府県等」という。)の長にその旨通知するものとする。

(修了証書の交付)

第10条 理事長は、全課程研修修了者に対し、別紙様式による修了証書を交付する。

- 2 理事長は、聴講やグループワーク等に際して、受講者としてふさわしくないと判断される行為・発言等がみられた場合は、厚生労働省と協議し全課程研修修了後であっても修了証書を交付しないことができるものとする。
- 3 理事長は、前項の規定により修了証書を交付しない場合は、当該受講者を推薦した都道府県等の長にその旨通知するものとする。

(修了者の登録)

第11条 理事長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し、管理するものとする。

(研修費用)

第12条 研修費用については、研修受講者又は都道府県等が負担するものとし、別に定める研修募集要項において定める。

附 則

(施行期日)

本要綱は、平成17年10月31日から施行する。

- | | | | | |
|----|-------|-----|-----|----|
| 改正 | 平成18年 | 6月 | 1日 | 施行 |
| 改正 | 平成18年 | 8月 | 1日 | 施行 |
| 改正 | 平成19年 | 5月 | 8日 | 施行 |
| 改正 | 平成20年 | 5月 | 19日 | 施行 |
| 改正 | 平成21年 | 6月 | 4日 | 施行 |
| 改正 | 平成22年 | 6月 | 25日 | 施行 |
| 改正 | 平成23年 | 6月 | 14日 | 施行 |
| 改正 | 平成25年 | 7月 | 8日 | 施行 |
| 改正 | 平成26年 | 7月 | 18日 | 施行 |
| 改正 | 平成27年 | 5月 | 19日 | 施行 |
| 改正 | 令和 2年 | 12月 | 21日 | 施行 |
| 改正 | 令和 5年 | 4月 | 1日 | 施行 |
| 改正 | 令和 5年 | 9月 | 29日 | 施行 |
| 改正 | 令和 6年 | 4月 | 23日 | 施行 |
| 改正 | 令和 7年 | 4月 | 25日 | 施行 |